

# 付 属 資 料

1. 第5次浜頓別町まちづくり計画取組み経過

【平成19年度】

平成19年 10月10日	浜頓別町まちづくり計画審議会委員、浜頓別未来会議委員公募
11月12日	第5次浜頓別町まちづくり計画策定委員会設立準備会
20日	第5次浜頓別町まちづくり計画策定プロジェクトチーム設立準備会
22日	まちづくり町民アンケート調査発送（全世帯）
29日	第1回浜頓別未来会議
12月17日	まちづくり計画策定に向けた町長インタビュー 第2回浜頓別未来会議
平成20年 1月21日	第3回浜頓別未来会議
31日	まちづくり町民アンケート調査結果報告書完成
2月5日	まちづくり意見交換会（浜頓別中学校）
6日	まちづくり意見交換会（下頓別中学校）
10日	まちづくり町民アンケート調査結果について広報に掲載周知（1回目）
12日	まちづくり意見交換会（浜頓別高等学校）
18日	第4回浜頓別未来会議
3月10日	まちづくり町民アンケート調査結果について広報に掲載周知（2回目）
14日	浜頓別未来会議結果報告書完成
31日	第1回浜頓別町まちづくり計画審議会

【平成20年度】

平成20年 4月15日	まちづくり計画策定プロジェクトチーム部会長・副部会長会議
21日	第1回まちづくり計画策定プロジェクトチーム第1専門部会
24日	第1回まちづくり計画策定プロジェクトチーム第3専門部会
25日	第1回まちづくり計画策定プロジェクトチーム第2専門部会
5月8日	第2回まちづくり計画策定プロジェクトチーム第1専門部会
9日	第2回まちづくり計画策定プロジェクトチーム第3専門部会
12日	第2回まちづくり計画策定プロジェクトチーム第2専門部会
21日	第3回まちづくり計画策定プロジェクトチーム第1専門部会
22日	第3回まちづくり計画策定プロジェクトチーム第3専門部会
30日	第3回まちづくり計画策定プロジェクトチーム第2専門部会
6月5日	第4回まちづくり計画策定プロジェクトチーム第3専門部会
6日	第4回まちづくり計画策定プロジェクトチーム第1専門部会
13日	第4回まちづくり計画策定プロジェクトチーム第2専門部会
23日	第5回まちづくり計画策定プロジェクトチーム第1専門部会
25日	第5回まちづくり計画策定プロジェクトチーム第2専門部会
26日	第5回まちづくり計画策定プロジェクトチーム第3専門部会
7月22日	まちづくり計画策定プロジェクトチーム全体会議
8月1日	第1回まちづくり計画策定委員会
12日	第2回まちづくり計画策定委員会
19日	第3回まちづくり計画策定委員会

資料 - 1

8月28日	「第5次浜頓別町まちづくり計画（素案）」公表、意見募集（パブリックコメント）
9月4日	第2回浜頓別町まちづくり計画審議会
25日	第1回第5次浜頓別町まちづくり計画検討特別委員会
10月1日	第4回まちづくり計画策定委員会
2日	まちづくり計画審議会に「第5次浜頓別町まちづくり計画（素案）」を諮問
23日	第1回浜頓別町まちづくり計画審議会第1専門部会
27日	第1回浜頓別町まちづくり計画審議会第3専門部会
28日	第1回浜頓別町まちづくり計画審議会第2専門部会
11月10日	第2回第5次浜頓別町まちづくり計画検討特別委員会
18日	第2回浜頓別町まちづくり計画審議会第3専門部会
20日	第2回浜頓別町まちづくり計画審議会第2専門部会
27日	第2回浜頓別町まちづくり計画審議会第1専門部会
12月2日	第3回第5次浜頓別町まちづくり計画検討特別委員会
5日	第3回浜頓別町まちづくり計画審議会
12日	「第5次浜頓別町まちづくり計画（原案）」が審議会から町長に答申
平成21年 1月14日	第4回第5次浜頓別町まちづくり計画検討特別委員会
1月30日	第5回第5次浜頓別町まちづくり計画検討特別委員会
2月5日	第6回第5次浜頓別町まちづくり計画検討特別委員会 第5次浜頓別町まちづくり計画検討特別委員会検討結果報告の提出
2月20日	第5回まちづくり計画策定委員会
3月10日	第1回浜頓別町議会定例会に「第5次浜頓別町まちづくり計画（案）」を提案
3月18日	議 決

1 . 浜頓別未来会議設置要綱

<p>浜頓別未来会議設置要綱</p> <p>(設置) 第1条 浜頓別町の総合計画の策定に際し、町民の意見を広く反映させるため、浜頓別未来会議(以下「未来会議」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項) 第2条 未来会議の所掌事項は、次のとおりとする。 (1)総合計画策定に関する提案 (2)まちづくりに関する提案</p> <p>(構成) 第3条 未来会議は公募による町内在住者総数30名以内をもって構成する。なお、公募者が予定数に満たない場合は、町が選考する者をもって調整する。</p> <p>(報酬) 第4条 未来会議委員には、報酬、報奨金及び費用弁償は支給しない。</p>		<p>(運営) 第5条 未来会議の運営は、構成員の自主性を尊重する。</p> <p>(検討結果) 第6条 未来会議の検討結果は、総合計画にかかる策定委員会、策定プロジェクトチーム、審議会での議論において最大限尊重するものとする。</p> <p>(連絡調整) 第7条 未来会議の連絡調整は、総務課企画広報係において処理する。</p> <p>附 則 この要綱は、公布の日から施行する。</p>
--	--	--

2 . 浜頓別未来会議委員名簿

グループ	氏 名	グループ	氏 名
1班	佐 川 孝 二	2班	照 屋 朝 浩
	石 田 要 平		鈴 木 翔 太
	佐 藤 千 景		山 内 京 子
	大 谷 由 博		菊 池 雅 代
	池 田 辰 実		佐 藤 秀 行
	船 木 孝 広		高 橋 将 之
	大 野 仁 志		吉 田 雅 人
3班	嶋 倉 金 二 郎	4班	佐 川 美 由 紀
	黒 澤 真 寿 美		高 山 光 枝
	田 中 稔 洋		石 垣 孝 之
	毛 利 光 秀		野 露 佑 介
	桜 庭 信		平 塚 勝
	森 次 敬 一		久 保 田 恵 三
	大 西 加 代 子		

1. 浜頓別町町づくり計画審議会条例及び運営に関する規則

<p>浜頓別町町づくり計画審議会条例</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浜頓別町町づくり計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(設置) 第2条 町長の諮問に応じ、町づくり計画に関し審議を行うため浜頓別町町づくり計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(組織) 第3条 審議会は、委員100名以内で組織し学識経験を有する者及び一般公募者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(会長) 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。 2 会長は、公務を総理する。 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。</p> <p>(任期) 第5条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>(会議) 第6条 審議会は会長が招集する。 2 審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p>	<p>昭和46年12月15日 条例第21号</p> <p>(専門部会) 第7条 審議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。 2 専門部会は、会長が指名する委員で構成する。 3 専門部会は、審議会から付託された事項について審議する。 4 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから互選する。 5 部会長は、専門部会を代表し、議事その他専門部会の事務を処理する。</p> <p>(審議会の庶務) 第8条 審議会の庶務は、総務課において処理する。</p> <p>(雑則) 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は町長が定める。</p> <p>附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 浜頓別町総合計画策定審議会条例(昭和46年条例第2号)は廃止する。 附 則(昭和54年条例第14号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(昭和55年条例第15号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(昭和63年条例第3号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成4年条例第20号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成14年条例第25号) この条例は、平成15年1月1日から施行する。</p>
---	---

<p>浜頓別町町づくり計画審議会運営に関する規則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、浜頓別町町づくり計画審議会条例(昭和46年条例第21号)の施行に際し、運営に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(専門部会の所掌事項) 第2条 専門部会の所掌事項は、次のとおりとする。 第1専門部会 (1)自治、分権、住民活動、住民参加に関すること。 (2)交流、国際化に関すること。 (3)交通安全、防犯、防災、消防に関すること。 (4)生涯学習に関すること。 (5)教育、スポーツ、文化に関すること。 (6)土地利用に関すること。 (7)行財政に関すること。 (8)他の部会に属さない事項に関すること。 第2専門部会 (1)農業、林業、水産業に関すること。 (2)商業、鉱工業に関すること。 (3)観光に関すること。 (4)労働、消費生活に関すること。 第3専門部会 (1)福祉、保健予防、医療に関すること。 (2)住環境、生活環境、自然環境に関すること。 (3)廃棄物、資源の再利用に関すること。 (4)交通、通信・情報に関すること。 (5)道路、除排雪に関すること。</p> <p>(専門部会長職務代理者) 第3条 専門部会長(以下「部会長」という。)に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定した委員が部会長の職務を代理する。</p>	<p>昭和54年11月6日 規則第6号</p> <p>(会議) 第4条 専門部会の会議は、部会長が招集する。 2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 部会長は、会議の議長となる。 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5 部会長は、会議を招集するときは、あらかじめ審議会長に報告しなければならない。 6 審議会長は、会議に出席することができる。</p> <p>(代表委員) 第5条 専門部会ごとに部会長及び部会長職務代理者のほか代表委員5名を置き当該部会に属する委員のうちから互選する。</p> <p>(代表委員会議) 第6条 審議会長は、必要に応じて、各専門部会の所掌事項について、相互の計画調整をはかると共に、総括審議を行うため代表委員による会議を招集するものとする。 2 前項の会議は、審議会長、会長職務代理者、部会長、部会長職務代理者及び代表委員をもって構成し、会長が会議の議長となる。</p> <p>(その他) 第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会長がその都度会議にはかかって定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。 附 則(昭和63年規則第9号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成9年規則第17号) この規則は、平成9年10月1日から施行する。</p>
--	---

2. 浜頓別町町づくり計画審議会・専門部会構成名簿

(五十音順)

役 職	氏 名	備 考
会 長	橋 本 俊 弘	浜頓別町社会教育委員長
会 長 代 理	長 山 民 男	浜頓別連合自治会副会長

第1専門部会(9名)

役 職	氏 名	備 考
部 会 長	吉 田 一 行	浜頓別町教育委員会委員長
部 会 長 代 理	幡 野 和 子	浜頓別消費者協会会長
委 員	大 野 清 治	浜頓別町体育協会会長
"	菊 池 雅 代	公募
"	橋 本 俊 弘	浜頓別町社会教育委員長
"	林 幸 雄	浜頓別町文化協会会長
"	弘 中 博 志	浜頓別町校長会長
"	山 田 弘 幸	浜頓別町PTA連合会会長
"	吉 田 吉 一	浜頓別町消防団長

第2専門部会(10名)

役 職	氏 名	備 考
部 会 長	高 橋 忠 重	公募
部 会 長 代 理	中 村 忠 宏	浜頓別町商工会青年部長
委 員	石 垣 憲 蔵	浜頓別町商工会副会長
"	亀 田 清 二	浜頓別町観光協会副会長
"	佐 川 美 由 紀	公募
"	佐 藤 裕 司	東宗谷農業協同組合長
"	沢 村 正 美	頓別漁業協同組合青年部部長
"	菅 原 誠	JA東宗谷青年部副部長
"	丹 代 勇 一	頓別漁業協同組合長
"	中 島 武 思	浜頓別町農業委員会会長

第3専門部会(11名)

役 職	氏 名	備 考
部 会 長	丹 羽 幹 典	浜頓別町建設協会会長
部 会 長 代 理	毛 利 秀 敬	NPO法人クッチャロ湖エコワーカーズ理事長
委 員	阿 部 あ や 子	JAひがし宗谷女性部長
"	石 田 要 平	公募
"	小 田 切 博 行	浜頓別町社会福祉協議会会長
"	数 土 郁 子	浜頓別町商工会女性部長
"	高 松 美 津 枝	頓別漁業協同組合女性部部長
"	長 山 民 男	浜頓別連合自治会副会長
"	森 田 信 義	浜頓別町福祉委員会副会長
"	三 浦 光 義	下頓別連合自治会長
"	山 口 裕 司	頓別連合自治会長

(平成20年3月31日現在)

1. 浜頓別町町づくり計画審議会諮問、答申

浜 総 企 第 5 2 号  
平成 20 年 10 月 2 日

浜頓別町町づくり計画審議会  
会長 橋 本 俊 弘 様

浜頓別町長 廣 瀬 忠 雄

**第 5 次浜頓別町まちづくり計画について(諮問)**

第 5 次浜頓別町まちづくり計画の策定に当たり、浜頓別町町づくり計画審議会条例(昭和 46 年条例第 21 号)第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成 20 年 12 月 12 日

浜頓別町長 廣 瀬 忠 雄 様

浜頓別町町づくり計画審議会  
会長 橋 本 俊 弘

**第 5 次浜頓別町まちづくり計画について(答申)**

平成 20 年 10 月 2 日付け浜総企第 52 号で当審議会に諮問された「第 5 次浜頓別町まちづくり計画」について、慎重に審議した結果、別冊のとおり答申します。  
なお、計画の推進にあたっては、下記の事項に十分配慮され、本計画の目指す「未来につなげよう!! ずっと住み続けたい町 はまとなべつ」の実現に努力されることを要望します。

記

1. 少子・高齢化、地方分権、厳しさを増す財政状況など内外の社会経済情勢は変革期にあるため、これらを十分勘案しながら弾力的かつ円滑な推進に努められたい。
2. 持続可能な行財政運営の確立を図るため、行政の横断的な取り組みによる緊急度や優先度を勘案した事業の重点化・効率化を図るなど、行政全体の経営能力の向上に努められたい。
3. まちづくりは、行政のみならず、町民との協働によって推進されるべきものであることから、行政情報の分かりやすい公開や各施策の推進にあたっては、計画段階からの町民参画の促進に努め、町民との協働体制の確立に努められたい。
4. 計画の進行管理については、定期的な点検・評価や改善・見直しを行う手法や体制の強化に努められたい。

## 第5次浜頓別町まちづくり計画

---

**発行** 北海道浜頓別町

**発行日** 平成21年4月

**編集** 浜頓別町総務課

〒098-5792 北海道枝幸郡浜頓別町中央南1番地

TEL (01634) 2-2345

FAX (01634) 2-4766

<http://www.town.hamatonbetsu.hokkaido.jp/>



## 第5次浜頓別町まちづくり計画

未来につなげよう!! ずっと住みたい町 はまとんべつ